番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	社会福祉法人	令和4年8月8日	法人	評議員会を決議の省略で行なうことについて、理事会で諮られていませんでした。評議員会を招集する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条に基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定を理事会で決議したのちに、評議員に対し通知してください。	理事会で評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決議しておりましたが、緊急等で急遽変更 が生じた場合は、決議の省略について理事の同意を得ることとします。
	新潟さくら会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	社会福祉法人	令和4年8月10日	法人	理事・監事の選任に際し、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13 条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、 各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	次回役員改選期には各候補者ごとに決議を行い その旨議事録に明記致します。
	友愛会	実地	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事 2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意 書等により監事の過半数の同意を得てください。	次回役員改選期には新監事2名について現監事2名から同意を得ます。また理事会で過半数の同意を得ます。
			法人	役員の報酬基準を公表していません。社会福祉法第59条の2第2項に基づき、財務諸表等電子開示システムを利用するなどして公表して下さい。	財務諸表開示システムでアップロード致しました。
			法人	評議員及び役員の報酬規程の中に報酬の支給基準を定めていますが、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、支給方法(口座振替、現金支給等)についても記載してください。	評議員及び役員の報酬規程に支給方法(口座振替)について次回の評議員会で報酬規程を改正 致します。
			法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係が決議に加わってないか確認を行います。 また議事録に記録を残します。
			法人	定時評議員会の開催について、理事会開催日から中9日で開催しています。社援発第0427第1号 (最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開 催日は理事会と中14 日間以上の間隔を確保してください。	次回理事会開催通知から改善致します 。
			法人	施設長について、理事会の決議により選任されていませんでした。社会福祉法第45条の13第4項第 3号および定款第22条に基づき、重要な役割を担う職員(施設長等)の選任及び解任については理 事会で決議を行ってください。	施設長変更について理事会で選任の決議を致します。
			会計	令和4年度予算の編成及び令和3年度の予算変更について、評議員会の承認を受けていませんでした。定款第31条に基づく手続きを経てください。また経理規程と定款において、予算の承認について齟齬が生じていますので是正してください	令和5年度予算の編成及び令和4年度の予算変更について今後評議員会の承認を受けます 経理 規定と定款において齟齬が生じており、次回是正致します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	社会福祉法人	令和4年8月10日		指摘事項無し。	
	自立生活福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	社会福祉法人	令和4年8月12日	法人	評議員会の開催について、理事会の決議前に招集通知を発出していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前までに発出してください。	いかなる状況でも法令を遵守し、理事会の決議を行った後に招集通知を発出します。
	いぶきサポート協 会	実地	法人	監事の理事会への出席について、2回連続で欠席している監事がいました。社援発第0427第1号 (最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の日程調整を行う等の配慮と共に、当該監事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。	監事のみならず理事会において、役員は連続して欠席のないよう確認して日程調整を行います。
			会計	計算書類の附属明細書について、「拠点区分事業活動明細書」の作成がありませんでした。社会福祉法人会計基準第30条及び社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い25に基づき、計算書類の附属明細書は適正に作成してください。	会計事務所と協議して、決算書には、「拠点区分事業活動明細書」を作成することとします。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	社会福祉法人	令和4年8月12日	法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	今後開催される全ての役員会において確認を行い、議事録にて記録に残します。なお、11月17日に開催した理事会及び評議員会にて、議案の説明をする前に、議案内容に利害関係人が加わっていないことを確認した旨を報告し、議事録に記載しました。
	新潟市中央福祉 会	実地	法人	理事会への出席について、2回連続で欠席している理事がいました。社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の日程調整を行う等の配慮と共に、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。	役員会の開催日について、役員の皆さまの都合が合う日に調整を行います。また、今回の指導監査でのご指摘をお伝えし、その後他の予定が入った場合でもなるべくこちらを優先していただくようお願いします。
			法人	常務理事の報酬月額について、理事会の承認を得ずに減額していました。評議員及び役員の報酬等に関する規則第8条に基づき、理事会の承認を得てください。	今後、滅額であったとしても理事会の承認を得ます。なお、11月17日に開催した理事会にて指導監査の結果報告を行い、常務理事の報酬の滅額について理事全員より承認を得ました。また、評議員会でも報告を行いました。
			会計	補正予算について、理事長専決で補正予算が編成されていました、定款第34条、経理規程第21条及び社接発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、補正予算は理事会での決議を得た上で編成してください。また、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2の(2)では、補正の予算の編成について、「予算との乖離額が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合はこの限りではない」とありますので、補正予算編成の必要性について法人内でよく検討した上で、柔軟に対応するようにしてください。	今後、補正予算を編成する際は理事会にて決議を諮り、招集が難しい場合は、決議の省略で行うなど方法を改めることとしました。なお、11月17日に開催した理事会にて指導監査の結果報告を行い、補正予算を理事長専決で行うことができないとの説明をしました。理事より、定款細則の理事長専決処分に補正予算ができるよう規定することはできないか質疑がありましたが、新潟市より、規定することは可能であるが、定款及び社会福祉法の趣旨に合致しないことから基本的に避けるべきとの回答をいただいた旨を報告しました。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	社会福祉法人	令和4年8月17日		指摘事項無し。	
	新潟県社会福祉 協議会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
7	社会福祉法人	令和4年8月17日		指摘事項無し。	
	新潟県共同募金 会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
8	社会福祉法人	令和4年8月18日	法人	評議員会への出席について、評議員会に2回以上連続で欠席している評議員がいました。令和4年3月14日社援発0314第6号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(指導監査ガイドライン)に基づき、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。また当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席が叶わない評議員がいる場合は、選任替えも含め検討してください。なお欠席の理由が、自然災害や本人の体調不良による場合は、記録として残すようにしてください。	日程調整をできるだけおこない、欠席の際は欠席理由も議事録に記録します。
	横越のぎく	実地	法人	理事・監事の選任に際し、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	選任の際には一人ひとり決議を行い、議事録記載にも省略せずに明記します。
			法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	監事の選任について手順を踏んでできるようマニュアルを作り直し、間違いのないようにします。
			法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	評議員会、理事会の決議の際、都度利害関係人の有無を確認し、議事録に記載します。 マニュアルを再度作り直し漏れのないようにします。
			法人	理事会および評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例が有りました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	理事会および評議員会の招集通知は中7日以上になるように通知します。
			法人	理事長の重任登記が、2週間を超えて登記されていました。組合等登記令第3条の規定に基づき、 期限内に変更登記をしてください。	登記が間違いなくできるようマニュアルを作り直し、漏れのないようにします。
			会計	補正予算の編成について、翌年度の理事会で承認を受けたものがありました。。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(2)及び経理規程第21条に基づき、補正予算の編成は予算執行中(当該年度内)に理事会の承認を得てください。また、前者の留意事項通知では、補正の予算の編成について、「予算との乖離額が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合はこの限りではない」とありますので、補正予算編成の必要性について法人内でよく検討した上で、柔軟に対応するようにしてください。	補正予算編成にあたっては、年度内に行うと共に、補正予算編成の必要性について検討します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
9	社会福祉法人	令和4年8月19日	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第14条第3項の規定に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	次回、理事及び監事の選任の際には各候補者ごとに決議を行います。
	親和福祉会	実地	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	次回、監事の選任の際には現監事2名より同意を得てから監事を選任します。
			法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	理事会・評議員会において利害関係人が決議に加わっていないか確認し、議事録に記録を残しま す。
			法人	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例が有りました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	理事会・評議員会の開催において招集通知から開催までに一週間(中7日)間隔を空けるようにします。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
10	社会福祉法人	令和4年8月19日	法人	評議員及び役員の選任に際し、候補者が欠格事由に該当しないかの確認及び暴力団等の反社会的勢力(暴力団員でなくなった日から5年未経過を含む)の者でないかの確認をしていません。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認を行ってください。	書面確認を実行いたします。
	新潟慈生会	実地	法人	役員報酬規程について、評議員会での決議がされていませんでした。また、規程第1条記載の「理事、評議員の報酬終額」が定められていないほか、監事の報酬が理事会の決議で報酬終額を決定できるとなっていました。報酬総額を含めた報酬基準の決定は評議員会の決議事項となりますので、至急報酬規程内容を見直し、評議員会での決議を得てください。また規程見直しの際は、第三者でも支給基準が明確に把握できるよう留意してください。当項目は平成30年度の指導監査にて改善報告が提出されたにも関わらず未改善となっていた項目ですので、早急に対応してください。	規程担当職員を変更し、随時改定案を議題として提出できるようにいたしました。 役員報酬規程を改正、評議員会で決議いたしました。
			法人	令和2年12月18日の評議員会にて、理事会で決議されていない議題・議案が評議員会で決議されていました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会で決議される議題・議案については、理事会の決議により決定してください。	今後必要な場合は再度理事会を開催し、決議を経て、再度評議員会に提出します。
			法人	決議の省略について、理事会の決議があったと見なされる日より前に評議員会の決議の省略にかかる提案書が発出されていました。また、理事会及び評議員会の決議の省略における提案書の発出日の末尾の記載が「吉日」となっており、発出日が明確になっていませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会の決議の省略を行う場合の提案書は、理事会の決議があったと見なされる日と同日若しくはそれ以降の日付で、発出してください。また、提案書には具体的な日付を明記してください。	以降、確認を怠らないようにします。 以降、発出日について提案書で明記いたします。
			法人	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要等を記載してください。	以降、すべての議案について概要の記載をいたします。
			法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項の規定に基づき、決議に 利害関係を有する者が含まれていないことを確認してください。	今後は会議開始時に確認を行い、議事録に記載いたします。
			法人	令和3年度に定時評議員会を決議の省略で行っていましたが、決議があったと見なされる日が令和 3年7月10日となっており、令和3年度の決算における評議員会の決議日が会計年度終了から3月を 過ぎていました。社会福祉法第45条の27第2項及び同法第45条の30第2項に基づき、会計年度終 了後3月以内に定時評議員会の決議を行ってください。	今後、決算に係る理事会のスケジュールを早め、評議員会が期限内に終了できるようにいたしま す。
			法人	令和3年度の定時評議員会の後、23日後の令和3年8月2日に理事長の選任決議が理事会の決議 の省略で行われており、長期間理事長不在の状況が発生していました。社会福祉法第45条の13第 3項に基づき、評議員会で理事が選任された後、速やかに理事長を選任してください。	各理事への連絡を密にし、このような事態の発生を未然に防ぐようにいたします。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
10	社会福祉法人	令和4年8月19日	法人	令和3年7月8日の理事会について、監事が両名とも欠席していました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項に基づき、監事は理事会への出席義務を履行してください。特に令和3年7月8日の理事会では多額の借入に関する決議が行われており、法人運営に重大な影響を与える決議を行う際に監事が不在となっていたので、理事会のスケジュール管理を適切に行ってください。	以降、監事の出席を優先事項といたします。
	新潟慈生会	実地	法人	令和元年6月28日付で理事長個人から法人が多額の借入を行っていますが、理事会での決議が行われておらず、金銭消費賃借契約も結ばれていないため、借入の状況を示す書類や証拠が何もない状態となっています。社会福祉法第45条の13第2項及び第4項第2号に基づき、至急理事会を開催して当該借入について決議して金銭消費賃借契約を結び、借入の状況を明らかにしてください。	理事会で決議し、金銭消費賃借契約を結びました。
			法人	相談支援事業所deedの建物について、財産目録では基本財産とされていますが、定款に基本財産として記載されていませんでした。社会福祉法第45条の36第4項、社会福祉法施行規則第4条第1項及び定款第42条第2項に基づき、基本財産が増加した際は、遅滞なく所轄庁へ定款変更の届出を行ってください。	改めて理事会及び評議員会に議題として提出し、変更いたします。
			会計	貸借対照表に記載されている基本財産の建物の金額と、計算書類に対する注記に記載されている 基本財産の建物の金額に相違がありました。社会福祉法人会計基準第29条に基づき正しい数字を 記載してください	注記を訂正し、今後はチェックを厳重にいたします。
			会計	前回の口頭指摘事項である、経理規程における拠点区分名と計算書類における拠点区分名に相違がある点について、監査資料に「H30年度より一致いたしました。」と記載がありましたが、改善されていませんでした。(経理規程第6条4(1)②「A拠点区分」等と記載あるが、計算書類には「中条・居宅拠点区分」等と記載あり。)社会福祉法人会計基準第10条に基づき、各書類における拠点区分名は統一してください。	理事会・評議員会で決議しました。

番	号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	1	社会福祉法人	令和4年8月23日	法人	理事会、評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間ありませんでした。社援発第0427第1号 (最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会、評議員会 の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けてください。	次回理事会より実施
		新潟もぐら会	実地	会計	令和3年度最終補正予算について、令和4年6月14日の理事会で決議されていました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(2)及び経理規程第20条に基づき、補正予算の編成は予算執行中(当該年度内)に理事会の承認を得てください。また、前者の留意事項通知では、補正の予算の編成について、「予算との乖離額が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合はこの限りではない」とありますので、補正予算編成の必要性について法人内でよく検討した上で、柔軟に対応するようにしてください。	予算との乖離が軽微に留まる場合は、法人内で検討を行い対応していくこととする。補正が生じた場合は年度内に編成。年度末において予算との乖離が軽微な場合は検討し、補正予算について柔軟対応を図っていく。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
12	社会福祉法人	令和4年8月23日	会計	経理規程第6条(注4)において公益事業は地域福祉事業拠点、サービス区分が1つとなっていますが、2021年度の計算書類では地域福祉事業拠点にサービス区分として公益マナ・みんなの家マナの2つとなっていました。定款第38条ならびに「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」5に基づき、定款・経理規程・計算書類の会計の区分が一致するように改正してください。	地域公益事業を根本的に見直し、定款、経理規程を整備します。令和5年6月の定時評議員会にて 改正します。
	からし種の会	実地	会計	計算書類に対する注記(地域福祉事業拠点用)9.の事業未収金が前年度の額になっていました。会計基準第29条に基づき、注記事項は適正に記載してください。	常に最新の書類であるか複数人で確認します。

番号	- 指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
13	社会福祉法人	令和4年8月25日		指摘事項無し。	
	白蓮福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
14	社会福祉法人	令和4年8月25日	法人	理事の選任について、全員が重任だったからとのことで議案は候補者一覧で諮り、まとめて決議を 行っていました。定款第13条第3項の規定に基づき、理事を選任する議案を決議するに際しては、 各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	理事または監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記するように致します。今年度中に理事または監事を選任する予定がございませんので、来年6月25日に予定しております定時評議員会の時より改善致します。
	正瑛会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
15	社会福祉法人	令和4年8月26日	法人	理事会の議事録署名人を理事長と理事が行っていましたが、社会福祉法第45条の14第6項及び定款第27条に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。	令和4年10月30日開催の理事会から、署名人を理事長及び監事としております。
	緑花会	実地	法人	新監事の選任は、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する前に、同意書または理事会議事録にその旨を記載し現監事が議事録に記名押印することにより、現監事の過半数の同意を得てください。	次回、監事選任時において所定の手続きを踏み、同意を得ることといたします。
			法人	評議員、理事、監事が、欠格事由を有していないか等を、履歴書あるいは誓約書で確認できませんでした。社会福祉法第40条第1項に基づき、欠格事由を有していないことを履歴書あるいは誓約書で確認してください。	次回改選時において、履歴書あるいは誓約書において確認を行います。
			会計	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」6に基づき、 賃借対照表の固定負債に計上されている設備資金借入金及び長期運営資金借入金のうち、貸借 対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものについては、「1年以内返済予 定設備資金借入金」、「1年以内返済予定長期運営資金借入金」として流動負債に計上してくださ い。	令和4年度決算時に計上予定。
			会計	労働基準法第37条及び法人給与規程に基づく超過勤務手当について、午前8時から8時30分の間の利用者送迎業務における超過勤務手当が支給されていない事例が確認されました。管轄の労働基準監督署に当該超過勤務手当未払いの状況について至急報告し、今後の対応について指示を仰いでください。また、労働基準監督署へ報告した後の法人としての対応結果について、市(福祉監査課)に報告してください。	令和4年9月12日午後より新津労働基準監督署による実地調査が行われ、令和4年9月15日付による「是正勧告書」の発行を受けた。これにより法人全体で改善に取り組み、令和4年10月31日付で「是正・改善報告書」の提出を行った。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
16	社会福祉法人	令和4年8月29日	法人	定款・役員名簿等、WAMや法人ホームページに掲載されていますが公表されている定款が改正前、役員名簿が古いものでした。社会福祉法第59条の2の規定に基づき、現在の定款、役員名簿をインターネットを利用して公表してください。	WAMにおける定款及び役員名簿を最新のものに差し替えた。法人ホームページにおいては、現在 契約内容の見直しを行っており、差し替えは令和5年1月末の予定。
	豊寿会	実地	法人	理事、評議員の選任について、欠格事由等に該当しない旨の確認がなされておらず、履歴書の提出がないものがありました。社会福祉法第40条ならびに第44条に基づいて、欠格事項「暴力団員等の反社会的勢力者」だけでなく「暴力団員でなくなった日から5年を経過していない」ことを確認し、書面を残すようにしてください。また、定款第6条第4項に「~評議員として適任及び不適任とした理由を委員に説明しなければならない。」とあるので、事前確認は確実に行ってください。	履歴書は、全て本部事務所保管とした。欠格事由等の確認は、役員及び評議員候補者より事前書類として誓約書、特殊関係等調査票、就任承諾書を徴取し、確実に行うこととする。※様式案を別途添付
			法人	理事の選任について、評議員会の決議が省略されていますが、議案は候補者一覧のみでした。定款第15条第3項に「各候補者ごとに決議を行わなければならない」とあるので、各候補者ごとに決議を行い、その内容が分かるようにしてください。	各候補者ごとに審議を行い、記録に残すこととする。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
17	社会福祉法人	令和4年8月29日		指摘事項無し。	
	キングス・ガーデ ン新潟	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
18	社会福祉法人	令和4年8月30日		指摘事項無し。	
	新潟地区手をつなぐ育成会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
19	社会福祉法人	令和4年8月30日	法人	理事・監事の選任に際し、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13 条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、 各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	次回選任時から修正します。
	とんぼ倶楽部	実地	法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	次回開催時から確認し、記載します。
			法人	評議員会の招集について、理事会の決議により定められていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催にあたっては理事会の決議により日時及び場所並びに議題・議案を決定したのちに、評議員に対し招集を通知してください。	次回から修正します。
			会計	経理規程について、次の事項を修正した上で規程の改正を行ってください。「社会福祉充実計画に関する規定を追加する」、「経理規程第6条にて拠点区分名とサービス区分名を修正し、明記する」、「経理規程第11条記載の別表1の内容を記載する」、「経理規程第12条の主要簿について、仕訳伝票を仕訳日記帳に変更する」、「経理規程第60条に「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の項目を追記する」。	次回理事会にて経理規程を修正します。
			会計	事業区分、拠点区分、サービス区分の振り分けについて、経理規程、計算書類に対する注記、各種計算書類の間で統一されていません。事業区分は社会福祉事業のみ(公益事業である居宅介護支援は社会福祉事業と一体的に実施)、拠点区分は「とんぼ倶楽部」一つ、それに付随するサービス区分四つが正しいとのことなので、社会福祉法人会計基準第10条に基づき、各種区分を適正に振り分け、それに併せて各種書類を当該区分通りに作成してください。	令和4年度決算時から修正します。
			会計	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間で内部取引を行う際は、社会福祉法人会計基準第11条に基づき、その取引高を「内部取引消去」欄で相殺消去してください。	令和4年度決算時から修正します。
			会計	計算書類の附属明細書について、法人全体で作成する附属明細書の様式が国が定める様式と大きく異なっているほか、拠点区分で作成する附属明細書が全く存在しませんでした。社会福祉法人会計基準第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」25に基づき、計算書類の附属明細書を適正に作成してください。	令和4年度決算時から修正します。
			会計	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2の(3)に基づき、原則として拠点ごとに仕訳日記帳を作成してください。	令和4年度決算時から修正します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
20	社会福祉法人	令和4年8月31日	法人	評議員会の招集について、理事会の決議により定められていませんでした。評議員会を招集する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条に基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定を理事会で決議したのちに、評議員に対し招集を通知してください。	社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条に基づき評議員会を招集します。
	泰山会	実地	法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	社会福祉法第45条の9第8項及び社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき特別の利害関係人の有無を確認し、結果を記録に残します。
			法人	理事会を「決議の省略」で行った際に、理事長から同意書を徴取していませんでした。定款第26条第2項に基づき、理事全員から書面又は電磁的記録により同意の意思を確認してください。	定款第26条第2項に基づき理事長を含む理事全員から同意の意思を確認します。
			会計	期末において多額の未払い金の計上漏れがありました。会計責任者は、経理規程第35条に基づき毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、未払い金の発見に努め、漏れなく未払い金を計上してください。	毎月末日において未払い金を確認し、入力作業を確実に行います。
			会計	資産について、財産目録の小口現金の金額と期末の小口現金出納帳の金額で差異が生じていました。経理規程第28条に基づき、毎月末日には精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行ってください。また経理規程第31条に基づき、すみやかに原因を調査してください。	毎月末における小口現金出納帳の金額の照合ができていませんでした。また、現金を補充する際、拠点ごとの配分額に誤りがありました。小口現金で処理すべきところを、誤って現金預金勘定で処理しているところがありました。 当期首において、雑収入及び雑損失勘定を使用して、小口現金出納帳の金額と主要簿における小口現金の金額を合わせました。
			会計	作成すべき附属明細書について、寄付金収益明細書及び基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産明細書)が作成されていませんでした。会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください	必要な附属明細書を作成しました。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
21	社会福祉法人	令和4年11月14日	法人	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要等を記載してください。	次回開催される評議員会に関し、評議員会の目的である事項に係る議案の概要を記載した招集通知を送付いたします。
	すこやか福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
22	社会福祉法人	令和4年11月14日	法人	理事会への出席について、2回以上連続で欠席している理事がいました。社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該理事が名目的、 慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。	理事会の開催時間を夕刻から開始するなど、出席できる時間帯に開催する。
	まき福祉会	実地	法人	理事会、評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会、評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けてください。	数え間違いがないよう開催日から中7日を開けた日で通知する。
			法人	理事長が、職務執行状況について理事会への報告を年に1回しか行っていませんでした。社会福祉 法第45条の16第3項および定款第17条第3項の規定に基づき、毎会計年度に4か月を超える間隔で 2回以上報告を行い、議事録に記録を残してください。	理事会年間スケジュールを作成し職務執行状況報告月をあらかじめ決めておく。 令和4年6月7日理事会にて報告済。 次回開催の理事会にて報告予定。
			会計	令和3年度に購入した有価証券が貸借対照表において流動資産に区分されており、かつ注記でも 満期保有目的では無いとされていながら、経理規程42条第3項に基づく時価評価が行われていま せんでした。実態としては満期保有目的の有価証券とのことなので、社会福祉法人会計基準第29 条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」25 の(1)並びに別添3に基づき、当該債権について計算書類に対する注記に満期保有目的の債権と して記載するとともに、貸借対照表上のその他固定資産の「投資有価証券」へ勘定科目を変更して ください。	12月1日付で投資有価証券に勘定科目変更済。
			会計	令和3年度に2,000万円分の有価証券を取得しているにも関わらず、資金収支計算書に当該支出に関する記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第16条第3項に基づき、有価証券を取得した際は、資金収支計算書におけるその他の活動の支出欄に投資有価証券取得し支出として計上してください。	12月1日付で投資有価証券に勘定科目変更済。
			会計	計算書類に対する注記について、社会福祉法人会計基準第29条に基づき、次の事項を修正してください。「法人及び各拠点区分が作成する計算書類の種類を記載する」、「基本財産の内訳欄に有価証券が記載されているので削除する」、「様式が古くなっている箇所を修正する」、「表の目次が無かったり、合計額が誤っていたりする箇所があるので修正する」。	会計基準を年1回(4月)に確認する。 会計業務を委託しているさくら総合会計から情報を入手する。
			会計	平29社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」及び経理規程第73条に基づき、随意契約が可能な金額であっても、軽微なものを除き見積もり合わせを行い、相手 先を決定してください。	洗濯清掃業務、リネン委託について3社以上の見積合わせにより契約を実施する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
23	社会福祉法人	令和4年11月15日		指摘事項無し。	
	新潟南福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
24	社会福祉法人	令和4年11月15日	法人	評議員、理事、監事が、欠格事由を有していないか等を、履歴書あるいは誓約書で確認できませんでした。社会福祉法第40条第1項に基づき、欠格事由を有していないことを履歴書あるいは誓約書で確認してください。	令和5年5月の評議員会・理事会の開催に合わせ、履歴書あるいは誓約書で確認することとした。
	恒慈会	実地	法人	WAMNETに掲載されている定款が最新のものでありませんでした。社会福祉法第59条の2の規定に基づき、最新の定款を公表してください。	最新の定款を公表した。
			会計	経理規程について、社会福祉充実計画や内部監査に関する事項等、記載が足りないものが多々があります。平成28年3月31日社援基発0331第2号(最終改訂平成31年3月29日)「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の1の(4)に基づき、経理規程全体を見直しの上、改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	令和4年12月3日第62回理事会に諮り、令和5年5月開催予定の評議員会にて改正社会福祉法に対応した経理規程に改正することとした。
			会計	計算書類の附属明細書について、「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください。	令和4年12月3日第62回理事会に諮り、令和5年5月開催予定の評議員会にて必要な付属明細書の作成を承認することとした。
			会計	現金預金について、金融機関発行の残高証明書の金額と財産目録の金額が異なっていました。社 会福祉法人会計基準第2条第1項に基づき正しく作成してください。	会計責任者と担当税理士が決算書作成時に緊密に打ち合わせすることとした。
			会計	計算書類の整合性について、資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高(流動資産と流動負債の差額)が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第13条に基づき、整合性を確認して計算書類を作成してください。また金額の差額の原因を調べ報告してください。	単純な入力ミスであったため、以降このようなことがないよう注意する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
25	社会福祉法人	令和4年11月17日	法人	理事会について、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人法第94条第1項の定めに基づき、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して招集通知を発してください。(招集通知発出から理事会開催日まで中7日空けること)	次回理事会からは招集通知発出から開催まで中7日空けるようにします。
	にいつ福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
26	社会福祉法人	令和4年11月17日	会計	小口現金の保有額が経理規程に定める限度額を超えている日がありました。経理規程を見直すか、限度額を超えないように残高を管理するなど適正に金銭管理をしてください。	経理規程を改正しました。適正な管理をします。
	かえつ福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
27	社会福祉法人	令和4年11月18日	法人	法人独自の就学金貸付事業について、公益事業として定款に目的の追加をしてください。	令和5年3月16日開催予定の理事会で定款変更を諮って承認を得、その直近の評議員会での決議 を以って新潟市福祉監査課に変更認可申請を提出する。新潟市の認可後、法務局に変更登記申 請を行う。
	秋葉福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
28	社会福祉法人	令和4年11月22日	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	指導監査後、同意書様式作成済み。 次回、監事の選任議案を評議員会に提出する前に、現任監事2名から同意書を取る。
	しろね福祉会	実地	法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、各会開催の都度、利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が 含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	理事会及び評議員会の招集通知文の中に、特別の利害関係人であるか確認する旨を追加する。 理事会及び評議員会開催時に、特別な利害関係人が決議に加わっていないか確認を行い、議事 録に残す。
			法人	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例が有りました。社援発第 0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事 会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	理事会開催の7日以上前に招集通知文を発送する。
			法人	理事会の決議前に、評議員会の招集通知を発しているものがありました。法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第1号及び定款第12条第1項に基づき、評議員会は理事会の決議に基づき招集してください。	次回より、必ず理事会での評議員会招集決議後に招集通知を発送する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
29	社会福祉法人	令和4年11月25日		指摘事項無し。	
	豊聖福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
30	社会福祉法人	令和4年11月25日		指摘事項無し。	
	恵生福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
31	社会福祉法人	令和4年11月28日	法人	監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として適正な手続きにより選任された者が 含まれていることが確認できませんでした。社会福祉法第44条第5項に基づき上記要件を満たす者 として評議員会の決議を経て適正な続きにより選任してください。なお、当指摘は前回監査時に文 書指摘となっていたにも関わらず改善されていなかった項目となりますので、確実に改善を実施して ください。	当法人の監事については2人とも税理士であるため、「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」に該当するため、次回選任時の決議の際は、そのように記載し選任の手続きを行うこととする。
	春陽福祉協会	実地	法人	理事会及び評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例が有りました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会及び評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	次回は早めに日程調整を行い、1週間(中7日)の間隔をあけて開催する。
			法人	令和3年度の定時評議員会について、理事会開催日から中6日で開催されていました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日以上の間隔を確保してください。	次回は早めに日程調整を行い、中14日以上の間隔を確保する。
			法人	評議員会の開催について、理事会において評議員会の議案の概要について決議したことが理事会 議事録では明確に確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法 人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12、社会福祉法第45条の14第6項及び社会福祉法 施行規則第2条の17に基づき、理事会の議事録には評議員会で決議される議案の概要も記載して ください。	評議員会の開催について、理事会において評議員会の議案について「議案の概要は各議案書のとおり」と一文入れる。また理事会議事録においても「議案の概要は各議案書のとおり」と記載する。
			法人	次回評議員会の日時・場所を決議の省略にて行うこととして理事会で決議されたにもかかわらず、その後招集して評議員会を開催した事案が2回ありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条に基づき、評議員会の日時・場所は理事会の決議により決定してください。日時や場所を変更する場合は、再度理事会の決議を得てください。	次回このようなことが無いよう、理事会で決議されたとおりに評議員会を行うこととする。
			法人	理事会の決議の省略の際、監事から徴取する「異議等の確認書」の記載が空欄となっているものがありました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条に基づき、監事から徴取する確認書は記載済みのものを確実に徴取し、監事からの異議の有無を確認してください。	監事から徴取した「異議等の確認書」に記載もれがないことを確認する。
			法人	招集して開催した場合の評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認結果を議事録に記載していませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、記録に残してください。	招集して開催する場合の評議員会及び理事会の議事録の様式を変更し、特別の利害関係人が決 議に加わっていないかの確認結果を議事録に記載する。
			法人	招集して開催する場合の評議員会の議事録に議事録の作成に係る職務を行った者の氏名の記載がありませんでした。また、理事会及び評議員会を決議の省略で行った場合の議事録に、「決議を省略した事項の提案をした者の氏名」、「決議があったものと見なされた日」、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がありませんでした。社会福祉法施行規則第2条の15及び第2条の17に基づき、理事会・評議員会の議事録を正しく作成してください。	招集して開催する場合の評議員会の議事録、理事会及び評議員会を決議の省略で行った場合の 議事録の様式を変更する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
31	社会福祉法人	令和4年11月28日	法人	理事会の議事録では、理事長等の職務の執行状況について報告していることが確認できませんでした。社会福祉法第45条の16第3項に基づき、定款第17条第3項に記載のとおり報告を行い、議事録に記録を残してください。	理事会の議事録の様式を変更し、理事長等の職務の執行状況について報告していることを記載することとする。
	春陽福祉協会	実地	会計	随意契約によることができない金額の案件や相当の理由がない案件にもかかわらず、全て一者との随意契約となっていました。入札に付する、複数の業者から見積書を徴取する等、社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」1(3)以下各号ならびに経理規程第72条に基づいた契約事務を行ってください。また、見積と契約の金額が異なっているにもかかわらず、その過程について確認できませんでしたので、本見積の徴取や伺いへの記載等を行ってください。	随意契約によることができない金額の案件や相当の理由がない案件については、入札に付する、 複数の業者から見積書を徴取する等、経理規程第72条に基づいた契約事務を行うこととする。また、見積と契約の金額が異なっていることのないよう、本見積の徴取や伺いへの記載を行うこととする。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
32	社会福祉法人	令和4年11月28日	法人	代表権を有する者の住所変更登記が2週間を超えていました。前回監査時にも指摘したところですが、登記事項に変更が生じた場合は、組合等登記令第3条第1項に定められた期限内(2週間)に変更登記を行ってください。	2週間で完了するよう、手続き内容を事前に十分確認の上、短時間で登記手続きを完了させます。
	シャーローム	実地	法人	理事、監事、評議員の選任について、欠格事由等に該当しない旨の確認がなされていませんでした。社会福祉法第40条ならびに第44条に基づき、欠格事項に該当しないことを確認し、記録を残してください。	指摘に従い、欠格事由等に該当しない旨の確認書を選任に際して提出して頂く。手続き変更を次回理事会にて決議する予定。なお、理事、監事に関しては次回の任期満期に伴う改選(2023年6月予定)が至近にあるため、その時より実施し、評議員に関しては次回の任期満期に伴う改選(2025年6月予定)まで期間があるので、任期中ですが提出して頂くこととした。
			法人	理事・監事の選任について、定款第13条第3項に「各候補者ごとに決議を行わなければならない」とあるので各候補者ごとに決議を行い、その内容が分かるよう議事録等に記録してください。	指摘に従い見直し実施する。議事録には、各候補者毎に決議内容が分かるように記載いたします。
			法人	監事の選任について、監事の過半数の同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第72条第1項に基づき、選任に関する議案について事前に同意を得て、記録に残してください。	指摘に従い、適切に記録を残すことといたします。
			会計	各種規程について、理事会での決議後に規程の原文を直すのではなく、新旧対照表の追加添付の みで対応していました。理事会で各種規程内容の変更を行った際は、規程原文も修正してください。	指摘に従い、各種規定の原文を修正するように対応する。現在、PDFを適切に変更管理できるソフトを調査・選定中。主要な規定より順次修正箇所の原文反映を行ってゆく。
			会計	経理規程第64条第4項にて定める2社見積もりとする場合の上限額について、法人の判断で金額が当初決めた額から引き上げられていました。平29年3月29日付社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」1(4)に基づき、2社見積もりの場合の上限額は、工事又は製造の請負の場合で250万円まで、食料品や物品等の買入れの場合で160万円までとし、経理規程を改正してください。	指摘に従い、元の基準に直します。次回理事会に上程、承認、決議の予定。
			会計	収益事業の不動産賃貸事業拠点区分についての拠点区分別計算書類が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第7条の2第1項に基づき、拠点区分の資金収支計算書(第一号第四様式)、事業活動計算書(第二号第四様式)、貸借対照表(第三号第四様式)を正しく作成してください。	指摘の通りに拠点区分として必要な計算書類を作成いたします。2022年度決算書より対応いたします。
			会計	理事会で承認された令和3年度最終補正予算額の内訳と、令和3年度決算の資金収支計算書の予算額内訳が一致しない箇所(サービス区分間繰入金支出、積立資産支出)がありました。平成28年3月31日社援基発0331第2号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	事前に十分確認し、今後不一致が生じないようにいたします。2022年度決算書より対応いたします。
			会計	計算書類に対する注記について、収益事業である不動産賃貸事業拠点区分の注記がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条第4項に基づき、注記は全拠点区分のものを作成してください。	指摘の通りに、拠点区分として必要な注記を作成いたします。2022年度決算書より対応いたします。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
33	社会福祉法人	令和4年12月6日	法人	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表されているものが古いものでした。また、監事の報酬について報酬規程と実態が異なっていましたので規程を見直し、最新のものを公表してください。	次回の開示システムファイルアップロードの際、最新のファイルをアップロードする。
	ゆうえい会	実地	法人	評議員会の開催について、理事会の決議前に招集通知を発出していました。社会福祉法第45条の 9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員 会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知に は開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前まで(中7日必要)に発出してください。	理事会による評議員会日程決議後、案内を発送することとする。
			法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	理事会、評議員会とも利害関係の有無を議案ごとに確認するとともに、議事録に下記文言を記載する。 "本議案について「特別の利害関係を有する理事がいないこと」について理事全員に事前確認した。"
			法人	理事会の議事録署名について、2名のみとなっていました。社会福祉法第45条の14第6項及び定款第27条に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。	出席した理事長、及び監事全員に記名押印いただく。
			法人	評議員会の議事録署名について、2名のみとなっていました。社会福祉法第45条の11及び定款第14条に基づき、出席した議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印してください。	議長及び評議員2名に記名押印してい <i>ただ</i> く。
			法人	理事会の招集通知がありませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	開催日1週間以上前に理事、監事に招集通知を発送することとする。
			会計	収支予算について、経理規程第15条に基づき、拠点区分ごとに資金収支予算書を作成してください。(前回監査時口頭指摘事項)	会計ソフトの設定のため、次年度分より作成する。
			会計	月次報告について、経理規程第52条に基づき、拠点区分ごとに試算表を作成し、理事長に報告して ください。(前回監査時口頭指摘事項)	会計ソフトの設定のため、次年度4月分より作成する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
34	社会福祉法人	令和4年12月6日	法人	評議員、理事、監事の選任について、欠格事由等に該当しない旨の確認がされていませんでした。 社会福祉法第40条ならびに第44条に基づいて、欠格事項「暴力団員等の反社会的勢力者」だけで なく「暴力団員でなくなった日から5年を経過していない」ことを確認し、書面を残すようにしてくださ い。また、定款第6条第4項に「一字評議員として適任及び不適任とした理由を委員に説明しなければ ならない。」とあるので、事前確認は確実に行ってください。	令和4年度第3回理事会(令和5年1月16日開催)において、今回の監査内容を報告し、令和5年度において、理事、監事の選任が行われる予定である。今回の改選より理事、監事候補者名簿に欠格事項に該当しない旨の表記を行い、議事録に各々その旨の記載を行うこととすることを確認した。評議員の適任不適任に関する説明責任に関しても評議員選任・解任委員会開催時に事務局より提案説明を行うこととすることを確認した。併せて評議員、理事、監事の履歴書に関し、改選年度毎に反社会的勢力の構成員でない旨を確認した内容を付記することとした。
	坂井輪会	実地	法人	定時評議員会の開催について、理事会開催日から中6日で開催しています。社援発第0427第1号 (最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開 催日は理事会開催日から中14 日間以上の間隔を確保してください。	令和4年度第3回理事会(令和5年1月16日開催)において、今回の監査内容を報告し、令和4年度は 決算終了後、令和5年5月末に決算理事会、14日間後に定時評議員会を開催できるよう スケ ジュールの調整を確認した。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
35	社会福祉法人	令和4年12月16日	法人	前回指導監査時も指摘していますが、代表権を有する役員(理事長)の登記については、社会福祉 法第29条及び組合等登記令第3条により、2週間以内に行ってください。	理事会終了後に速やかに手続きを行い、2週間以内に登記を行います。
	博医会	実地	法人	前回指導監査時も指摘していますが、評議員・役員については、社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項により、欠格事由を有する者が選任されていないか確認したことがわかるように誓約書をもらってください。なお、令和4年度より、欠格事由の一つに「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」が追加されていますので漏れなく記載してください。	次回の評議員・役員改選時に誓約書を用意して、署名捺印後に回収、保管します。
			法人	評議員の選任について、就任の意思表示を確認できない事例がありました。社援発第0427第1号 (最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、就任承諾書等により 就任の意思表示を確認してください。	該当評議員に再度就任承諾書の記入を依頼しました。
			法人	評議員の評議員会への出席について、直近2回の評議員会を欠席している評議員がいました。社 援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、評 議員会開催の際は、日程の調整等により評議員の出席状況の改善を図ってください。ただし、実質 的に出席が叶わない評議員がいる場合は、選任替えも含め検討してください。	次回の評議員会には出席すると確認しています。
			法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	次回評議員会では、各候補者ごとに選任決議を行って、議事録に記載します。
			法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	監事の選任に関する議案を評議員に提出する前に、同意書等により監事の過半数の同意を得るようにします。
			法人	役員等報酬規程について、評議員会で決議していることが議事録に明記されていませんでした。社 会福祉法第45条の11第1項に基づき漏れなく記載してください。	次回の評議員会で再度決議していただき、議事録に記載します。
			法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう、記録を残して ください。	次回からは議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう、記録を残し ておきます。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
35	社会福祉法人	令和4年12月16日	会計	令和3年度最終補正予算について、令和4年5月19日の理事会で決議されていました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(2)および経理規程第4条に基づき、補正予算の編成は会計年度内に理事会の承認を得てください。また、前者の留意事項通知では、補正の予算の編成について、予算との乖離額が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合はこの限りではない」とありますので、補正予算編成の必要性について法人内でよく検討し、予備費を使用し「資金収支計算書」の備考欄に記載する等、柔軟に対応するようにしてください。	今後は補正予算について、ご指摘いただいたように軽微なものならば補正ではなく、備考欄に要件 記載または予備費の使用を行い、承認をしてもらいます。
	博医会	実地	会計	貸借対照表および財産目録の「現金預金」と預金残高が一致していませんでした。みのりこどもえん拠点の電柱設置雑利益と利息を計上漏れとのことですが、「社会福祉法人会計基準」第2条第1項第1号に基づき、年度末に各種資産の突き合わせや確認を行って、計算書類は正確な内容で作成してください。	各科目の再確認および各種資金資産の整合性を確認して、計算書類を作成します。
			会計	計算書類に対する注記について、「白鳥の里」拠点のサービス区分名から全て「白鳥の里」の記載が漏れており、「みのりこどもえん」拠点区分名が全て「みのり保育園」になっているので修正してください。「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に建設仮勘定や権利等、無形固定資産が記載されているので表題もしくは記載する勘定科目を修正してください。また、「みのりこどもえん」拠点区分の注記9.債権の当期末残高が誤っていました。「社会福祉法人会計基準」第29条に基づいて、注記事項は適正に記載してください。	「白鳥の里」拠点のサービス区分名についてすべて「白鳥の里」を明記しました。「みのり保育園」の 拠点区分名を「みのりこどもえん」に改めました。「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び 当期末残高」に記載があった建設仮勘定や権利等は修正します。「みのりこどもえん」拠点区分の 注記9.債権の当期末残高は訂正しました。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
36	社会福祉法人	令和4年12月16日		指摘事項無し。	
	新潟市社会事業 協会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
37	社会福祉法人	令和4年12月22日		指摘事項無し。	
	いなほの郷福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
38	社会福祉法人	令和4年12月22日	法人	WAMに掲載されている定款と役員等報酬規定が改正前のものでした。社会福祉法第59条の2第1 項第1号および第2号の規定に基づいて、最新のものをインターネットを利用して公表してください。	最新情報に更新しました。
	彩のかけはし	実地	法人	定款変更認可後に認可書を紛失し、法人登記の変更が行われていませんでした。登記事項に変更が生じた場合は、組合等登記令第3条第1項に定められた期限内(2週間)に変更登記を行ってください。	文書管理方法のルール化とダブルチェック体制を確立し、登記変更に関しても手続き終了までダブ ルチェックを行います。
			法人	評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会、評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けてください。また、通知日は「吉日」ではなく日付を入れてください。	次回評議員会招集時には修正します。
			法人	理事会および評議員会について、社会福祉法第45条の9第8項および社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、特別の利害関係を有する者が決議に加わっていないか確認した旨を議事録等の記録に残してください。	次回開催時より記載します。
			法人	理事会の招集通知および決議の省略について、同意書の日付がないものがありました。また、理事長の提案=同意とはみなされません。定款第26条第2項に基づいて、理事全員の同意を得てください。	次回より修正します。
			法人	決議を省略した理事会の議事録がありませんでした。実際の決議があったものではないですが、社 会福祉法第45条の15第1項に基づいて議事録を作成し、事務所に備えおいてください。	次回決議の省略があった際には議事録を作成します。
			会計	貸借対照表に記載されている器具及び備品の金額と、計算書類に対する注記に記載されている金額に相違がありました。社会福祉法人会計基準第29条に基づき正しい数字を記載してください。	令和4年度決算時には誤りのないようにします。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
39	社会福祉法人	令和5年1月6日	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	令和5年6月に監事の改選があるので、その時には「監事就任に関する監事の同意書」を徴求する。
	仁成福祉協会	実地	法人	令和3年6月28日開催の理事長の選任に関する理事会について、議事録が作成されていませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、議事録を作成し議事録署名人の署名又は記名押印の上、事務所に備え置いて下さい。	令和3年6月28日開催の理事長の選任に関する理事会について、議事録を作成し事務所に備え 置いた。
			法人	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。評議員会を開催する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の定めに基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は、2週間前)までに、理事長が評議員に招集通知してください。	令和5年2月に開催した評議員会(決議の省略)から是正し、理事会で決議した。
			法人	評議員の選任解任委員会の開催について、招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)空いていませんでした。「評議員選任・解任委員会運営細則」では開催通知から1週間空けて開催となっているので、細則に則って開催してください。	次回、評議員選任解任委員会を開催する際は、中7日空けて、開催通知を発送する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
40	社会福祉法人	令和5年1月6日	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の同意を得 るよう改善します。
	健悠会	実地	法人	役員の選任について、選任要件(理事として含まれていなければならない者、監事として含まれていなければならない者)を明確に確認した上での選任決議がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき選任要件を満たす者として評議員会の決議を経て適正な続きにより選任してください。また、選任要件を確認していることがわかるよう議事録に記載してください	選任要件を明確にした上で、選任要件を満たす者として評議員会の決議を経て選任するよう改善します。
			法人	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。評議員会を開催する場合は、「社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項」の定めに基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は、2週間前)までに、理事長が評議員に招集通知してください。	評議員会の開催については、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は、2週間前)までに、理事長が評議員に招集通知をするよう改善します。
			法人	評議員及び役員の選任において、欠格事由を有する者が選任されていないか確認ができませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認していることを記録に残してください。なお、令和4年度より、欠格事由の一つに「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」が追加されていますので、漏れなく確認をしてください。	評議員及び役員の選任における候補者について、欠格事由を有する者が選任されていないか確認 したことを記録に残すよう改善します。
			法人	理事会への出席について、2回以上連続で欠席している理事がいました。社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該理事が名目的、 慣例的に選任されていないか確認して下さい。	理事会への出席について、2回以上連続で欠席している理事に関し、欠席理由を再度確認し、今 後も欠席が見込まれる場合は、適格な理事に交代するよう改善します。
			法人	理事会議事録について、指名により議事録署名人を決定していました。定款第27条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。	理事会議事録について、出席した理事長及び監事が記名押印するよう改善します。
			法人	役員の報酬規程について、評議員の報酬に関する記載がありませんでした。また、理事及び監事の報酬についても現状とは異なっているとのことでした。社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、報酬規程の全体を見直し現状に則した規程に修正してください。	役員の報酬規程について、評議員の報酬を記載することを含め規則に基づく現状に則した規程に 改正するよう改善します。
			会計	経理規程について、理事会に諮る等、必要な措置を講じた上で制定し、規程に基づき会計処理を 行ってください。	経理規程について、理事会に諮り、必要な措置を講じた上で改定し、規程に基づき会計処理を行う よう改善します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
40	社会福祉法人	令和5年1月6日	会計	計算書類の注記事項について、社会福祉法人会計基準第29条第1項に基づき、「債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高」の項目に、当該年度の事業未収金及び未収補助金についての状況を記載してください。	計算書類の注記事項について、社会福祉法人会計基準に基づき、「債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高」の項目に、当該年度の事業未収金及び未収補助金についての状況を記載するよう改善します。
	健悠会	実地	会計	計算書類に対する注記の8.「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」における「器具及び備品」の取得価額および減価償却累計額について、貸借対照表の金額と一致しません。会計基準省令第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。	計算書類に対する注記の8.「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」における「器具及び備品」の取得価額および減価償却累計額について、貸借対照表の金額と一致した適正な計算書類とするよう改善します。
			会計	総勘定元帳を作成し、データ管理されているとのことですが、作成されている総勘定元帳が確認できません。法人の経理規程第12条4に基づき、会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認できるよう、主要簿及び補助簿の正確な維持に努めてください	経理規程に基づき、会計責任者が、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜 確認できるよう、主要簿及び補助簿を正確に維持するよう改善します。
			会計	職員給与と給与規程の実態に乖離があります。給与規程を改正予定とのことですが、必要な措置 を講じ、制定された給与規程に基づき職員給与を決定してください。	給与規程を適正に改定し、規程に基づき職員給与を決定するよう改善します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
41	社会福祉法人	令和5年1月11日	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	令和5年6月に開催される定時評議員会に議案提出する前に、新監事2名について現監事2名から 同意を得ます。
	うぐいす福祉会	実地	法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう、記録を残して ください。	令和5年3月に開催される令和4年度第3回理事会から、特別の利害関係人の確認作業を行います。
			法人	令和3年度、令和4年度の定時評議員会について、理事会開催日から中13日で開催されていました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日以上の間隔を確保してください。	令和5年6月に開催する定時評議員会の開催日については、理事会から中14日以上の間隔を確保します。
			会計	決算における資産総額の変更登記費用について、施設(事業所)のサービス区分に計上されていました。会計基準の運用上の留意事項6に基づき、法人本部の帰属としてください。	令和4年6月に支出した変更登記費用については、令和5年1月31日本部会計に訂正しました。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
42	社会福祉法人	令和5年1月11日	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	令和5年6月の選任時から、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に、現監事の同意
	中蒲原福祉会	実地	法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第14条第3項の規定に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	令和5年6月の選任の決議から各候補者ごとに決議を行い、議事録に明記しました。
			法人	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例が有りました。社援発第 0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事 会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	理事会開催の決定後、遅滞なく招集通知を発送しています。
			法人	奨学金貸付事業を行っていましたが、公益事業として定款に登載していませんでした。社会福祉法第31条第1項により、奨学金貸付事業は、公益事業として定款に追加してください。	定款及び登記を変更しました。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
43	社会福祉法人	令和5年1月11日	法人	定款細則について、理事会の書面議決の記載が残っています。社会福祉法第45条の14第4項により書面決議はできませんので、定款細則を改正してください。	即日、削除し対応した。
	愛和	実地	法人	評議員会の開催について、理事会の決議前に招集通知を発出していました。社会福祉法第45条の 9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、評議 員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知 には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前までに発出してください。	法令に基づき、令和5年度の定時評議員会開催時より、先行して理事会を開催し、日時・場所及び 議題について、開催の一週間前までに招集通知を発出することとする。
			法人	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに選任要件を説明した上で決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	令和5年度の役員改選時より、各候補者毎に選任要件を説明したうえで決議を行い、議事録に記載することとする。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
44	社会福祉法人	令和5年1月12日	法人	評議員の選任が行われていませんでした。社会福祉法第39条及び定款第6条各項に基づき、至急 評議員選任・解任委員会を開催し、選任決議を得てください。	令和5年2月13日に評議員選任・解任委員会を開催し、理事会より推薦があった評議員選任候補者 について、選任の決議を得た。
	徳栄福祉会	実地	法人	理事及び監事の選任が行われていませんでした。社会福祉法第43条及び定款第16条各項に基づき、至急評議員会を開催し、選任決議を得てください。また選任された理事の中から、理事長を選任し、理事会での選任決議を得てください。	令和5年2月27日に評議員会を開催し、理事及び監事選任の決議を得た。また、同日に行われた理事会で、理事長の選任を行った。
			法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事 2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一 般法人法第72条第1項に基づき、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同 意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	令和5年1月30日に行われた理事会で監事選任案が決議され、その議事録に現監事より記名・押印を得た。
			法人	R2年度の決算の理事会及び評議員会の議事録が作成されていませんでした。また、令和2年に実施したと思われる施設長の選任に関する議事録がありませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、議事録を作成し議事録署名人の署名又は記名押印の上、事務所に備え置いて下さい。	議事録の整理を行い、議事録署名人の記名押印と施設長の選任に関する項目についても確認を 行った。
			法人	令和4年9月16日開催の評議員会及び令和4年9月8日開催の理事会において、招集通知が発出されていませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会及び評議員会は開催の1週間(中7日)前までに招集通知を発出し開催してください。	今後、評議員会及び理事会の開催時は、開催の1週間(中7日)前までに召集通知を忘れずに発出する。
			法人	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。評議員会を開催する場合は、「社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項」の定めに基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は、2週間前)までに、理事長が評議員に招集通知してください。	今後、評議員会を開催する場合は、理事会で日時及び場所並びに議題・議案についての決議を忘れずに行う。
			会計	貸借対照表と財産目録の「事業未払金」の金額が異なっていました。システムから打ち出された貸借対照表の転記誤りとのことですが、社会福祉法人会計基準第33条に基づき、同一金額を記載してください。	法人内部の取引を控除した金額を「事業未払金」として次年度(令和4年度)より計上する。併せて「事業未収金」にも同額が計上されていたので、その部分も同様に控除した金額を次年度(令和4年度)より計上する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
45	社会福祉法人	令和5年1月12日	法人	理事会及び評議員会への出席について、欠席した場合に書面決議が実施されていました。理事会及び評議員会の出席及び決議については、社会福祉法第45条の9第6項,第45条の14第4項の規定に基づき、議決に加わることができる者が出席し行ってください。また、書面等での意思表示は出席とは認められませんので、欠席として扱ってください。	令和5年3月開催より正しく決議する。
	河渡の郷福祉会	実地	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事 2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一 般法人法第72条第1項に基づき、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同 意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	令和5年6月開催予定の評議員会より正しく決議する。
			法人	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。評議員会を開催する場合は、「社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項」の定めに基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議した上で、評議員会の1週間前(定時評議員会の場合は、2週間前)までに、理事長が評議員に招集通知してください。	令和5年3月開催予定の理事会より正しく決議する。
			法人	監事監査報告書について、すべての監事による作成がされていませんでした。社会福祉法施行規 則第2条の28に基づき、特定監事を指定しない場合については、すべての監事により監事監査報告 書を作成してください。	令和5年5月に予定している監事監査より全ての監事による作成とする。
			会計	各計算書類内訳表「内部取引消去」の整合性が取れておらず、また、附属明細書別紙3④、⑤の記載がありませんでした。会計システムによるもので承知しているとのことでしたが、社会福祉法人会計基準第30条に基づき、計算関係書類は正しく作成してください。	令和4年度決算報告書より記載予定。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
46	社会福祉法人	令和5年1月13日		指摘事項無し。	
	新潟臨港福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
47	社会福祉法人	令和5年1月17日	法人	「役員の費用弁償に関する規程」について、「支給の方法」「支給の形態」が規定されていませんでした。社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、基準を定めてください。また、社会福祉法第45条の35第2項および定款第10条に基づき、支給基準の変更について評議員会の承認を受け、WAMNETやホームページで公表してください。	令和5年6月の評議員会において、「支給の方法」「支給の形態」等について規程を改定するための承認を得ます。その後、WAMNET等で公表します。
	にいがた美咲福祉 会	実地	法人	評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間ありませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会、評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けてください。	今後は、通知後に中7日の間隔を空けて、評議員会を開催します。
			法人	理事会および評議員会について、決議について特別の利害関係を有する者が決議に加わっていないか確認した旨を社会福祉法施行規則第2条の15、第2条の17に基づき、議事録等の記録に残してください。	事務局より、決議事項について特別の利害関係を有する理事(評議員)がいない旨の報告を行いました。
			会計	拠点区分間における内部取引について、各計算書類内訳表に内部取引消去の記載がありませんでした。拠点区分間における内部取引については、社会福祉法人会計基準第11条に基づき、その取引高を各計算書類内訳表の「内部取引消去」欄で相殺消去してください。	会計ソフトの設定で内部取引消去欄を設定しました。
			会計	経理規程第24条に基づき、日々入金した金銭は収入後10日以内に金融機関に預け入れてください。	日常業務において金融機関に預け入れる日数に合わせて経理規程を改正することとし、令和5年3 月30日開催の理事会において経理規程の改正の承認を得ます。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
48	社会福祉法人	令和5年1月17日	法人	「ゆうりん居宅介護支援センター」については公益事業として認識されており、計算書類のサービス 区分も独立しているところですが、定款に記載がありませんでした。新潟市介護サービス事業者の 指定等手続きに関する要綱第2条別表中第1号でも「申請する事業等に係る記載事項」が求められ ており、また、公益事業は社会福祉法第31条第1項第11号に規定される定款の必要的記載事項と なっていますので、社援発第0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガ イドライン」に基づき、定款への記載ならびに変更登記を行ってください。	今後、指導監査の都度、当該事案が再燃するとした場合、建設的な議論に進展する保証もなく、当 法人として再燃を望むものでもありませんので、「ゆうりん居宅介護センター」を公益事業として定款 に記載する準備を進めたいと思います。
	千清福祉会	実地	法人	評議員の選任について、評議員選任・解任委員会に構成員以外の理事が出席していました。法人 運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から定款第6条第2項が規定さ れています。定款第6条に基づいて、適正な手続により選任を行ってください。	指摘事項に対する改善は、必要ないものと認識しています。
			会計	令和3年度決算における資金収支計算書の予算欄の金額と、理事会で承認された最終補正予算の金額が一致しませんでした。『平成31年3月29日社援基発0329第3号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2』に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、最終補正予算と一致させてください。また、資金収支予算書の前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高が空欄になっていましたので記載してください。	「議事録綴り」の令和4年3月18日開催理事会議案中、「第4号議案・令和3年度補正予算(案)について」を理事会に提出した「前期末支払い資金残高」欄を修正した資料に編綴し直しました。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
49	社会福祉法人	令和5年1月18日	会計	拠点区分間及びサービス区分間の取引における内部取引については、「社会福祉法人会計基準第11条」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」4に基づき、その取引高を各計算書類内訳表および明細書(資金収支明細書・事業活動明細書)の「内部取引消去」欄で相殺消去してください。	
	豊潤舎	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
50	社会福祉法人	令和5年1月18日	法人	定款第1条(目的)に訪問介護事業の経営がありますが、既に事業所として令和3年1月に廃止されており、経営の実態がありません。結果として、定款の必要的記載事項について、事実に反する状況が現在に至るまで2年以上経過しています。よって、速やかに社会福祉法第31条第1項及び指導監査ガイドラインに基づき、定款変更の手続きを行ってください。また併せて、同訪問介護事業の事業所設備等を利用し、実施していた収益事業についても、経営の実態がないことから、定款から削除してください。	指摘のとおり定款変更を行います。
	健周福祉会	実地			

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
51	社会福祉法人	令和5年1月19日	法人	理事・監事の選任に際し、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	次回改選時から修正します。
	新潟慈恵会	実地	法人	定時評議員会の開催について、理事会開催日から中13日で開催しています。社援発第0427第1号 (最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開 催日は理事会開催日から中14 日間以上の間隔を確保してください。	次回定時評議員会から修正します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
52	社会福祉法人	令和5年1月19日	法人	監事の選任は、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する前に、同意書または理事会議事録にその旨を記載し現監事が議事録に記名押印することにより、現監事の過半数の同意を得てください。	次回改選時から修正します。
	知足常楽会	実地	法人	評議員会の招集について、理事会の決議により定められていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催にあたっては理事会の決議により日時及び場所並びに議題・議案を決定したのちに、評議員に対し招集を通知してください。	次回から修正します。
			法人	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を 行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に 基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていな いことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	次回から記録に残します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
53	社会福祉法人	令和5年1月24日	法人	理事長に対する報酬について、規程に定められた勤務形態でないにもかかわらず、支給されていました。役員及び評議員の報酬等に関する規程別表第1では「理事長(常勤)」とありますが、その確認ができません。社会福祉法第45条の35第1項および社会福祉法施行規則第2条の42に基づいて基準を定め、実情に即した支給を行ってください。	令和4年12月9日理事長交代により、前理事長は他の役員と同様に「費用弁済」となっております。 尚、現理事長についても非常勤扱いですので、「費用弁済」となっております。今後、現状等を考慮 し、報酬規程を改定いたします。
	有徳会	実地	法人	特別養護老人ホーム建設時の借入(令和2年)については資金収支の一部としての報告にとどまり、理事会の決議を受けていませんでした。社会福祉法第45条の13第4項第2号において、「多額の借財については、(法人経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の)理事に委任することができない。」と規定されていることから、多額の借財については詳細に説明し、理事会の決議を受けた上で行ってください。	借入等について決議しており、議事録保管しておりましたが、監査当日の指摘に対し提示を失念しておりました。事前準備(ファイリング等)を十分に行い、監査時にお示しできるようにいたします。
			会計	法人の取引契約のうち、理事会の決議事項にて利益相反取引の事前承認が行われたものがありますが、法人の役員等が、特定の一者として、随意契約する場合であっても、他の事業者の取引と同様、経理規程第73条にも基づく合理的な理由であることを明確にした上で、事前承認を受けてください。	指摘にあった契約については、令和5年2月28日をもって契約を解除いたしました。今後、利益相反に該当する場合でも合理的な理由(相見積等)を明確にし、事前承認を受けた上で契約履行いたします。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
54	社会福祉法人	令和5年1月26日	法人	理事会及び評議員会について、社会福祉法第45条の9第8項及び第45条の14第5項の規定に基づき、決議について特別の利害関係を有する評議員または理事が決議に加わっていないかの確認を行い、その旨を議事録等に記載してください。	理事会議事録については、令和4年9月9日開催の第3回理事会より記載済です。評議員会議事録 については、令和5年6月開催予定の定時評議員会より記載予定です。
	啓真会	実地	法人	理事会及び評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例がありました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会及び評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	
			法人	評議員会の開催について、理事会において評議員会の議案の概要・日時・場所について決議したことが理事会議事録では確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12、社会福祉法第45条の14第6項及び社会福祉法施行規則第2条の17に基づき、理事会の議事録には評議員会で決議される議案の概要・日時・場所は理事会の決議により決定してください。	令和3年度、定時評議員会の第1号議案の記載漏れ以外は全て理事会の決議により決定及び記載しています。今後、記載漏れのないよう改善いたします。
			法人	理事会の議事録では、理事長等の職務の執行状況について必要な回数以上報告されていることが確認できませんでした。社会福祉法第45条の16第3項に基づき、定款第17条第3項に記載のとおり報告を行い、議事録に記録を残してください。	次回、令和5年度開催理事会より、議事録に記録を残します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
55	社会福祉法人	令和5年1月30日	法人	法人が登記しなければならない事項について、組合等登記令第3条の規定に基づき、資産の総額の登記は会計年度終了後3か月以内に、それ以外の項目は2週間以内に変更登記をしてください。	指摘の通り改善致します。
	博愛仁志会	実地	法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事が重任の場合でも、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	監事選任案に関する同意書の確認ができませんでした。今後評議委員会開催前に同意を頂きます。
			法人	理事の中に施設の管理者(施設長)がいませんでした。社会福祉法第44条第4項第3号に基づき、 施設の管理者(施設長)を一人選任するようにしてください。	令和5年の理事改選時、施設の管理者(施設長)を選任します。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
56	社会福祉法人	令和5年3月16日	法人	定款施行細則について、現行の定款内容と矛盾があります。定款第40条に基づき、改正社会福祉 法及び現行の定款に沿った内容になるように改正を行ってください。また、改正を行った場合は、附 則に改正履歴を記載してください。	定款施行細則の修正を行い、次回の理事会で承認を得るために準備を進めている。また、改正時 には附則に改正履歴を記載する。
	広栄福祉会	実地	法人	役員の選任について、選任要件(理事として含まれていなければならない者、監事として含まれていなければならない者)を明確に確認した上で、選任決議がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、選任要件を満たす者として評議員会で決議し、その旨を議事録に残してください。	次回評議員会にて、選任要件をあらためて確認したうえで決議をし、議事録に残す。
			法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事が重任の場合でも、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	一般法人法第72条第1項の内容を確認し、次回監事を選任する際に、現監事2名の同意を得て進める予定。
			法人	評議員会の開催について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前までに発出してください。	次回理事会開催の際に、評議員会の開催日時・場所・議題等を決議により決定し、開催の1週間前 までに発出する予定。
			法人	理事長の理事会への報告について、定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録に残してください。	令和5年3月22日開催の理事会では理事長の自己の職務執行報告を行い、議事録に残している。
			法人	理事会を決議の省略で行った際の議事録が作成されていませんでした。社会福祉法施行規則第2条の17第4項に基づき、理事会の議事録を作成してください。	順次、議事録の作成を進めている。
			会計	経理規程について、「計算書類等の作成が毎会計年度終了後2カ月以内となっている」、「「計算書類」ではなく「財務諸表」という文言が多用されている」、「社会福祉充実計画に関する規定が無い」など、社会福祉法改正前の制度に基づく経理規程のままとなっていました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の1の(4)に基づき、モデル経理規程を参考に、改正社会福祉法に対応した経理規程を作成してください。	モデル経理規程を参考に作成を進めている。修正後の経理規程について、次回の理事会で承認を 得る予定。
			会計	各計算書類について、法人全体の書類である第一様式が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第7条の2及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について7(2)」に基づき、「法人単位資金収支計算書(第一号第一様式)」、「法人単位事業活動計算書(第二号第一様式)」、「法人単位貨借対照表(第三号第一様式)」をそれぞれ作成してください。	必要書類の出力、ファイリングを進めている。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
56	社会福祉法人	令和5年3月16日	会計	計算書類に対する注記について、法人全体の注記がありませんでした。会計基準省令第29条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙1に基づき、適正に作成してください。なお、拠点区分が1つのため、拠点区分の注記は省略することができますのでご留意ください。	指示頂いた文書に基づき、今後、令和4年度分以降の決算で抜けなく準備を行う。
	広栄福祉会	実地	会計	計算書類の附属明細書について、社会福祉法人会計基準第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて25」に基づき、以下の事項への対応を行ってください。「借入金明細書の各記載内容が前会計年度の金額となっているので、適正に作成する」、「基本金明細書記載の拠点区分ごとの内訳が記載されていないので記載する」、「該当がある場合は補助金事業等収益明細書を作成する」、「国庫補助金等特別積立金明細書について、金額に誤りがあるほか拠点区分ごとの内訳が記載されていないので適正に作成する」。	指摘いただいた各事項について、今後、令和4年度の決算書を出す際には適正に作成する。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
57	社会福祉法人	令和5年3月16日	法人	WAMNETや法人ホームページに掲載されている定款が改正前のものでした。社会福祉法第59条の2の規定に基づき、最新の定款をインターネットを利用して公表してください。	<ホームページ>先日、令和4年のページに掲載しました。 <wamnet>2023年6月中に、他の掲載物と一緒に実施予定。</wamnet>
	ジェロントピア新潟	実地	法人	評議員の任期について、評議員選任・解任委員会の議決のあった令和3年3月26日が起算点となります。定款第7条に基づき、令和6年6月が「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」の任期となるため、委嘱状を修正してください。	修正し、2023年6月開催の評議員会時に、各評議員に説明します。
			法人	理事会の議事録について、リモートで理事会出席した際の当該出席の方法(ZOOM)が記載されていませんでした。社会福祉法施行規則第2条の17第3項に基づき、議事録には理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)を記載してください。	2023.3.23開催の理事会から改善しました。
			法人	令和3年6月10日開催の理事会議事録において、定時評議員会開催の決議が確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、評議員会の開催については理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前までに発出してください。	次回以降、確認いたします。
			法人	理事及び監事の選任に関し、選任議案が理事会において「評議員会の議題・議案決定の決議事項」として諮られていませんでした。また、令和3年6月の定時評議員会において、理事及び監事の選任が諮られていませんでした。そのため、全ての理事及び監事は令和3年6月時点で任期が満了し、現在不在となっている状態です。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、理事及び監事の候補者を理事会で決議し、定款第13条第3項に基づき、評議員会において各候補者ごとに決議を行ってください。	2023.6.8開催予定の理事会にて、評議員会の議題・議案決定の決議事項に「理事及び監事の選任」を入れ、決議していただく。 2023.6.8開催予定の理事会にて「理事及び監事の選任」(候補者の決議)をしていただく。 2023.6.23評議員会にて「理事及び監事の候補者」を、各候補者ごとに、決議していただく
			法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事が重任の場合でも、理事は新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	次回の監事決定時から、実施していく予定。 2023.6.8開催予定の理事会にて、「新監事2名の選任案が評議員会に提出される前に現監事2名 から同意を得る」ようにし、同意書を作成する。
			法人	理事会及び評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例がありました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会及び評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。また定時評議員会は、理事会と中14日以上の間隔を開けて開催してください。	以後、確認する。 2023年6月から確認して実施予定。

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
57	社会福祉法人	令和5年3月16日	会計	公益事業に関する各種計算書類が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第7条の2に基づき、「資金収支内訳表及び公益事業拠点区分資金収支計算書(第一号第二様式及び第四様式)」、「事業活動内訳表及び公益事業拠点区分事業活動計算書(第二号第二様式及び第四様式)」、「貸借対照表内訳表及び公益事業拠点区分貸借対照表(第三号第二様式及び第四様式)」をそれぞれ作成してください。	令和5年3月期計算書類より、公益事業に関する各種計算書類を作成いたします。
	ジェロントピア新潟	実地	会計	計算書類に対する注記について、社会福祉法人会計基準第29条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙1、別紙2に基づき、以下の事項への対応を行ってください。「公益事業拠点区分の注記を作成する」、「法人全体の注記3.「法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」の項目について、公益事業を行っている旨を明記するほか、公益事業拠点区分を追記する」、「「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の項目を追加する」。	計算書類に対する注記について、公益事業に関する注記等を令和5年3月期より行います。